

令和2年5月26日

出雲医師会会員様

島根県医師会 特定健診・特定保健指導対策委員会
委員長 児玉和夫
出雲医師会 会長 堀江卓史

「社保」特定健診における眼底検査について

特定健診3期見直しにより、詳細健診判定基準が変更となりました。このため眼底検査対象者が増えることが予想されます。

「社保」においては下記となりますが、今後も委託料等の協議・交渉をして参ります。

眼底検査を必要と認めた場合は、眼科にご紹介ください。特に糖尿病患者の場合は、自覚症状がないまま眼科の病状が悪化している症例が数多く見受けられます。糖尿病患者には、年1回の受診を勧めて頂きますよう併せてお願い致します。

▽ 詳細健診判定基準（眼底検査）

当該年度の特定健診結果において血圧収縮期 140 以上又は拡張期 90mmHg 以上
又は空腹時血糖 126mg/dl 以上、HbA1c(NGSP):6.5%以上、随時血糖 126mg/dl 以上
ただし血糖検査が当該年度で確認できない場合、前年度の特定健診の結果等で血糖検査
の基準に該当するものを含む。

▽ 「社保」特定健診における眼底検査

- ① 詳細健診判定基準該当者で医師が必要と認めた場合、詳細健診として眼科に眼底検査を依頼することが出来る。
- ② 対象は、被保険者の被扶養者（家族）・任意継続被保険者及びその被扶養者・特殊退職被保険者及びその被扶養者
- ③ 眼科で行う眼底検査料は、2,035円（10%消費税込）
- ④ 「国保」と違い、支払基金への検査結果の報告・検査料の請求は、眼科分も含めたものを特定健診実施機関が行う。眼科から特定健診実施機関への検査料の請求、並びに特定健診実施機関から眼科への眼科分検査料の支払は、一括年度末に行う。
- ⑤ 特定健診実施機関と眼科間の検査依頼・結果の報告・検査料の請求は、専用の依頼書（4枚複写）・封筒・請求書により行う。

▽ 専用の依頼書（4枚複写）・封筒・請求書が必要な場合は

出雲医師会事務局にご連絡ください。（出雲医師会事務局 21-1131）
様式（見本）は、出雲医師会ホームページに掲載します。

「社保」特定健診における眼科依頼による眼底検査の方法

▽ 眼科医療機関に依頼して行う場合

「社保」特定健診の眼底検査は、今年度または前年度の健診結果において、判定基準に該当した対象者に対し、医師の判断により実施する詳細検査です。眼底検査が必要と認められる場合、詳細健診として眼科医療機関に眼底検査を依頼することができます。

【留意点】健診結果から、眼科医療機関を受診する必要があると判断した場合は、確実な受診勧奨を行い、保険診療により必要な検査を実施してください。

▽ 検査の運用方法（「国保」と運用方法が異なります。）

健診受診者のうち、眼科医療機関への眼底検査の必要が生じた者に対し、

依頼元医療機関は、

- （１）「眼底検査依頼書 1 枚目～4 枚目」の「依頼元医療機関名」・「依頼先眼科名」・「受診者住所・氏名・生年月日・電話番号」及び「紹介」欄を記入してください。（4 枚複写）
また、「眼底検査依頼書」の 2 枚目「紹介」の医師名欄には押印をしてください。
- （２）記入後、「眼底検査依頼書」の 1 枚目は依頼元医療機関の控えとして保存し、2 枚目から 4 枚目を専用封筒に入れたうえ受診者に渡し、依頼先眼科医療機関で眼底検査を受診するよう指示してください。

受診者は、

渡された「眼底検査依頼書 2 枚目～4 枚目」を入れた専用封筒を持って、指示された眼科医療機関に行き、眼底検査を受診します。

依頼を受けた眼科医療機関は、

- （１）眼底検査を行った後は、検査結果等を「眼底検査依頼書 2 枚目～4 枚目」の返信欄に記入してください。（2 枚複写）
- （２）「眼底検査依頼書」の 3 枚目の「返信」の医師名欄に押印のうえ、「眼底検査依頼書 3 枚目」のみを専用封筒に入れ、受診者に依頼元医療機関へ持って行くよう指示してください。
- （３）「眼底検査依頼書 2 枚目」は、眼科医療機関の控えとし、保管してください。
- （４）「眼底検査依頼書 4 枚目」の受診日欄に受診日を記入し、年度末に一括、請求書と共に依頼元医療機関に送付してください。

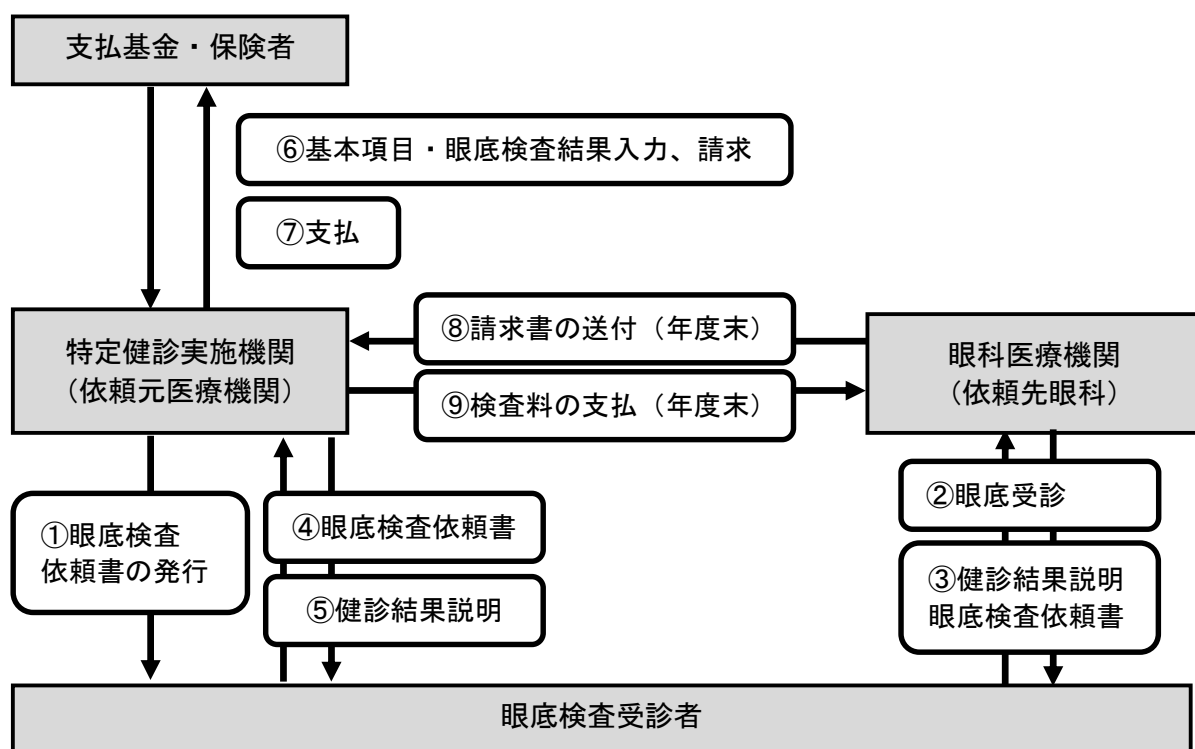
（再度）依頼元医療機関は、

- （１）受診者が持参する「眼底検査依頼書 3 枚目」により、特定健康診査記録票（結果通知書）の眼底検査欄を記入（データ入力）のうえ、総合判定を行ってください。
- （２）支払基金に、眼科分も含めた検査結果報告（データ送付）と請求（データ送付）を行ってください。
- （３）年度末、眼科医療機関からの請求に基づき、眼科医療機関へ検査料の振込みを行ってください。

▽ 請求業務

- （１）原則、可及速やかに、少なくとも血液検査をしてから 1 ヶ月以内に眼科を受診するように勧奨して下さい。眼底検査の結果を依頼元医療機関が受け取った後に、眼底検査の結果と一緒に、一括請求を行います。
- （２）眼底検査の結果が月を跨ぐ場合や患者が眼底検査に行かないケースの場合は、内科の健診終了後に眼底検査の結果を入れずに請求を行います。その後、眼底検査を実施した場合は、支払基金へ健診請求の取り下げを依頼し、眼底検査の結果を追加、支払基金へ再請求を行います。

「社保」眼底検査の運用フロー



▽ 眼科検査依頼書（４枚複写）の内容

- ①依頼元医療機関控
- ②依頼先の眼科へ（兼眼科医療機関控）
- ③依頼元医療機関へ（検査を実施した眼科医療機関から）
- ④依頼元医療機関へ請求明細（検査を実施した眼科医療機関から）

▽ 眼底検査を依頼できる眼科医療機関

みはら眼科皮膚科	ますだ眼科クリニック	伊藤産婦人科眼科医院
かつべ眼科クリニック	山本眼科	かつべ眼科クリニック平田分院
渡辺眼科医院	手納医院（眼科）	大國眼科
なかじま眼科	ふくやま眼科	斐川生協病院
出雲市民病院 健診センター	高鳥クリニック（眼科）	しぶや眼科